

けやき通り発展期成会

会 則

平成 16 年 7 月 14 日改正

第五版

第1章 総則

第1条 名称及び事務局

本会は「けやき通り発展期成会」と称し、略称を「けやき会」とし、事務局を福岡市中央区赤坂2丁目4番5号（有）福永博建築研究所内に置く。

第2条 目的

本会は、警固四つ角から護国神社・NHKまでの区間の、通称「けやき通り」と称する地域を、美しい街並みと落ち着いた情景の中で、人が楽しく散策することができ、しっとりと成熟した環境において、人の息吹と静かなる躍動感を感じられるような街並みの保全をし、市民から憧憬されるような街づくりを行うことを基本精神として、会員相互の連帯協力でこれを行うことによって、本会の発展と会員の繁栄を図ることを目的とする。

第3条 会員組織

本会の会員は次の通りとする。

(1) 法人正会員

「けやき通り」地域内(以下“地域”と称す)に営業拠点があつて、前条に掲げる本会の趣旨に賛同し、本会の運営に協力できる事業所をもって組織し、その事業所を法人正会員という。ここで示す「事業所」は、事務所・店舗・管理組合・各種団体とする。

(2) 個人正会員

“地域”内に居住し、前条に掲げる本会の趣旨に賛同して、自発的に入会する個人は、個人正会員という。

(3) テナント会員

“地域”内において自己で建物を所有せず、テナントとして入居し、営業活動を行っている小規模な店舗・事務所であり、前条に掲げる本会の趣旨に賛同して、本会の運営に協力できる会員を、テナント会員という。

(4) 地域団体会員

“地域”内及び周辺で活動している町内会・自治会等の地域団体で、前条に掲げる本会の趣旨に賛同して、本会の運営に協力できる会員を、地域団体会員という。

(5) 協賛会員 A(ボランティア会員)

“地域”の周辺及び地域外にあつて、前条に掲げる本会の目的に協賛する法人・個人で実際の活動に協力できる会員を、協賛会員 A(ボランティア会員)という。

(6)協賛会員 B(スポンサー会員)

”地域”の周辺及び地域外にあって、前条に掲げる本会の目的に賛同して、資金的な援助・協力をできる会員を、協賛会員 B(スポンサー会員)という。

第4条 入会

本会に入会を希望するものは、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5条 退会

本会の会員が退会を希望する場合は、書面をもって理事会に届けなければならない。但し、会費を1カ年以上未納した場合、理事会は協議の上、当該会員を退会したものと見なすことができる。また、本会の会員で、本会の名誉を著しく傷つけ、または本会に重大な損害を及ぼした場合は、理事会の決議を経て除名することができる。

第2章 活動

第6条 活動

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)広報宣伝 PRに関する事項 (広報宣伝委員会)

- ①街路灯の管理・運営
- ②広報・宣伝・PR

(2)環境整備に関する事項 (環境委員会)

- ①美しい街並みの形成と保全
- ②防犯(風俗営業・交通規制・消防警備)
- ③衛生・清掃

(3)営業企画運営に関する事項 (営業企画委員会)

- ①「けやき会」として全体的に行うイベント企画・運営
- ②共同販促等その他営業に関する事項

(4)会員相互の研修・福利厚生、親睦、会員名簿の作成、議事録等の作成等、その他総務に関する事項 (総務委員会)

(5)経理に関する事項 (経理委員会)

- ①予算編成及び会費の徴収
- ②期中の出納業務
- ③決算及び決算報告書の作成

(6)その他必要な事項

第7条 役員

本会には次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

第8条 会長

会長は本会を代表し、会務を統括する。

第9条 副会長

副会長は会長を補佐し、会務を掌握する。

会長が執務を執り行えない場合は、これを代行する。

第10条 理事

理事は会長の意図を受け、本会の業務を執行する。

第11条 監事

監事は会計の監査を行う。

第12条 相談役・顧問

本会に相談役・顧問を置くことができる。

第13条 役員選出

- (1) 役員は第3条の正会員及び地域団体会員の中から推薦によって選任される。
- (2) 会長、副会長、理事、監事は選任された役員の中から互選により選任される。
- (3) 相談役、顧問は必要に応じ理事会の決議を経て会長が推薦する。
- (4) 第1項及び第2項により選任された役員は、第16条の総会において承認を得るものとする。
- (5) 役員解任、補欠選任については、会長が理事会の決議を経て決定し、必要に応じ臨時総会を召集し、承認を得るものとする。

第14条 役員の仕事

本会役員の仕事は2カ年とし、役員に欠員が生じた時の後任者の仕事は、前任者の残存期間とする。役員は任期満了の後、後任者が就任するまで、その職務を遂行しなければならない。

第4章 会議

第15条 会議

本会には次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第16条 総会

総会は本会を組織する正会員及び地域団体会員をもって構成し、総会は毎年1回会計年度終了後、3ヶ月以内に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第17条 総会の定足数

総会は正会員の過半数が出席しなければ、議案を決議することはできない。
但し、出席者に委任状を加えた数が過半数を超える場合は、議案を決議することができる。

第18条 総会の決議事項

総会で決議する事項は次の通りとする。

- (1) 収入、支出、予算及び活動計画の決定
- (2) 活動報告及び決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他、重要な事項

第19条 理事会

理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催し、本会則に定めるもののほか、主として次の事項について審議・決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第20条 理事会の定足数

理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議案を決議できない。

第 21 条 決議及び代理人、委任状

決議は、その構成員の過半数によって決定する。可否同数の場合は、会長がこれを決定する。やむを得ない自由により総会及び理事会に出席できない正会員又は役員は、他の正会員又は役員若しくは議長を代理人として書面をもって評決を委任することができる。

第 21 条 会議の招集

会議は会長がこれを召集して議長となる。会長がやむを得ない事由により出席できない場合は、副会長が議長となる。

第 5 章 会計

第 23 条 運営

本会の運営は会費、臨時会費、寄付金、その他の収入をもって、これに充てる。

第 24 条 会費

会員は総会の承認した下記の会費及び必要に応じて理事会で決定した臨時会費を納入しなければならない。

記

(1) 法人正会員	年会費 36,000 円(年度初めに一括納入)
(2) 個人正会員	年会費 5,000 円(年度初めに一括納入)
(3) テナント会員	年会費 10,000 円(年度初めに一括納入)
(4) 地域団体会員	年会費 36,000 円(年度初めに一括納入)
(5) 協賛会員	年会費 10,000 円(年度初めに一括納入)

第 25 条 会計年度

本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。